

2026（令和8）年度

P T A総会資料

令和8年5月9日（土）

徳島県立つるぎ高等学校

生徒指導課

目 次

遵守事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 2

校内生活・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 2

頭髪規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 2

原動機付自転車通学規程・・・・・・・・・・・・ p 3

アルバイト規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 3

いじめ問題について・・・・・・・・・・・・・・ p 4

1 遵守事項

- 1) 飲酒、喫煙、有害薬物の使用をしないこと。
- 2) 私的制裁、いじめ、暴力又は脅迫行為をしないこと。
- 3) 窃盗、ゆすり等これに類する行為をしないこと。
- 4) パチンコ、飲酒場に入出入りをしないこと。
- 5) 18歳未満入場禁止の場所に入出入りをしないこと。
- 6) 試験などで不正行為をしないこと。(携帯電話の所持等も不正行為と見なす場合がある。)
- 7) 無免許運転、暴走行為、共同危険行為等をしないこと。
- 8) 原動機付自転車・普通自動車運転免許の無断取得をしないこと。
- 9) 自動二輪運転免許の取得をしないこと。
- 10) 交通規則を遵守し、交通違反をしないこと。
- 11) 自転車乗車時は、ヘルメットを着用すること。(R06.10 ヘルメット着用推進モデル校指定)

2 校内生活

- 1) 登校、下校は所定の出入り口からすること。
- 2) 遅刻、早退者は、その理由を担任に申し出ること。
- 3) 遅刻、欠席をするときは、保護者をとおして担任に連絡すること。欠席が長期にわたるときは保護者から欠席届を校長に提出すること。忌引きも同様とする。病気が1週間以上にわたるときは、医師の診断書を添えること。
- 4) 登校後は外出しないこと。やむを得ず外出するときは、教師に申し出て、外出許可証をもらうこと。早退も同様である。
- 5) 規定の下校時刻以後は学校に残らないこと。ただし、教師の付添いがあればこの限りでない。
- 6) 休業日に教室その他学校の施設を使用する場合は、学校長の許可を受けること。
- 7) 部室への入室は、特別の理由のない限り放課後までは禁止する。
- 8) 校内における火気の無断使用を厳禁する。
- 9) 施設・設備を大切にし、落書き等は絶対にしないこと。施設・設備等を万一破損又は、破損を発見した場合は、速やかに届け出ること。
- 10) 清掃は、責任をもって行い、終了後は担当教師の点検を受けること。特別の理由などで清掃ができないときは、担当教師に届け出て指示を受けること。
- 11) 集会並びに校内放送を行うときは、許可を受けること。
- 12) 金銭や品物をみだりに貸借しないこと。
- 13) 本人、或いは家庭で法定伝染病が発生したときは、速やかに届け出ること。
- 14) 昼食は、所定の時間に所定の教室または食堂で食べること。
- 15) 現住所、その他身上に異動を生じたときは、速やかに届け出ること。
- 16) 校内において、外来者と面接するときは、願い出ること。
- 17) 下校の際は、戸締まり及び消灯をすること。
- 18) 文書、ポスター、ビラ、写真等の配布や掲示をするときは、許可を受け、示された掲示場所や期間を守り、撤去は掲示者が責任をもつこと。
- 19) 学習に不必要な物品や多額の金銭は持参しないこと。
- 20) インターネットや携帯電話等の有害サイトへアクセスはしないこと。また掲示板等へのモラルに反する書き込みや不必要なメール等の送受信はしないこと。

3 頭髪規程

頭髪については、次の事項を遵守し、本校生徒としての品位を保つ髪形とする。

- 1) パーマ・染髪・脱色等は禁止する。
- 2) 前髪は自然な状態で目にかからないようにする。男子は襟足が詰め襟やカッターシャツにかからないように、女子は、髪が肩にかかるようになったら1つか2つに束ねる。髪止め・ヘアピン・髪を束ねるゴムひも等は黒色系とする。

4 原動機付自転車（以下原付という）通学規程

- 1) 自転車・原付を通学を利用する場合は許可を受ける。原付利用者は常に許可書を携帯する。
- 2) 自転車・原付での通学許可を受けた生徒は必ず学校所定のステッカーを車体後部に貼り、カバン等荷物は前かごか後方の荷台または座席下に収納する。音楽等を聴きながらの運転は禁止する。
- 3) 自転車の2人乗り、傘さし運転をしてはならない。
- 4) 原付利用による通学許可条件は次のとおりとする。
 - ア 公の交通手段による通学が困難である。
 - イ 原付運転免許取得のための説明会に保護者同伴で参加する。説明会は年3回とする。（長期休業日前）
 - ウ 通学距離等
 - (ア) 通学距離が8 km以上。（学校まで許可）
 - (イ) 最寄りの駅から6 km以上。（駅まで許可）
 - (ウ) 最寄りの駅が学駅以东か阿波池田駅以西で、駅から4 km以上。（駅まで許可）
 - (エ) 通学距離の計算については、次の換算通学距離を使用することができる。
換算通学距離とは、実通学距離（m）＋起点との標高差（m）÷50×1000
（起点は学校または最寄りの駅とする）
 - (オ）（ア）から（エ）の条件に該当しない生徒でも学校教育活動および通学上、特に不便な場合は調査・協議の上、許可することがある。
 - エ 使用する車両は排気量50 cc以下とし、スポーツタイプのものは許可しない。また、原付の使用は通学だけに限り、家庭での使用は認めない。
 - オ ヘルメットはフルフェイスとする。
- 5) 交通事故及び道路交通法違反をした場合には速やかに担任を通じて生徒指導課に申し出る。
- 6) 原付通学生集会に参加する。原付通学生集会は年3回とする。
- 7) 以上の規程を守れない生徒、または交通規則に違反した生徒には、別に定める特別指導を行うことがある。

5 アルバイト規程

アルバイトは原則として禁止とする。ただし、家庭の経済的な理由により保護者が特に希望する生徒については、次の条件を満たす生徒のみ許可する。

- 1) 成績が良好である。
- 2) 危険を伴う事業所や飲酒を主とする事業所（店舗）は認めない。
- 3) 勤務時間は午後9時までを原則とする。
- 4) 学校行事・授業（補習）に支障をきたさない。
- 5) 定期考査発表日から終了まではアルバイト先への立ち入りを禁止する。
- 6) 家庭の経済状況や生徒の部活動・学業等を総合的に判断し、許可する期間を決定する。（学期途中、長期休業日中、休日のみ等）
- 7) 1年生は原則として夏季休業日以降とする。
- 8) 上記事項に違反があった場合、直ちにアルバイトを停止させるとともに、別に定める特別指導を行うことがある。
- 9) アルバイトを希望する生徒の手続きについては、次のとおりとする。
 - ア 保護者との面談を行う。
 - イ 担任より許可願をもらい、必要事項を記入する。（保護者の印を忘れない）
 - ウ 許可願いに担任 → 生徒指導課 → 教頭 → 校長の順に承認を得る。
 - エ 生徒指導課に提出し、許可証をもらう。（許可証は、常時携帯かアルバイト先へ預けておく）
 - オ アルバイト許可証の更新
 - ① 許可証の更新は、毎学年またはアルバイト先の変更時に行う。
 - ② 年度ごとに保護者との連絡又は面談を行い確認し、許可願を提出する。

いじめ問題について

いじめが教師や保護者から見えにくいのは、いじめられている子が、親に心配かけたくないと考えたり、いじめを告白したために、よけいにひどくなると考えたりするため、事実を訴えることが少ないからです。

いじめは早期発見が第一だと言われます。そのためには、PTA、関係機関、一般社会の連携・協力が是非とも必要なのです。

家庭でも、子どもの様子や持ち物など、ちょっとした変化を見逃さないでください。

子どもの気になる言動はありませんか？

いじめ発見のチェックポイント(保護者用)

- 衣類が汚れていたり、破れていたりする
- 所持品（学用品、体操服、靴など）が紛失したり、破れたりする
- 教科書や筆箱などに落書きをされる
- 余分なお金を欲しがったり、持ち出したりする
- 友人からの電話で、急な外出が増える
- 身体にあざや傷が見られる
- 食欲がなく、体重が減少する
- いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる
- 家族に八つ当たりをしたり、反抗したりする
- 学校であったことなどを話したまらない
- 親から視線をそらしたり、自分の部屋に閉じこもったりする
- 成績やテストの結果が悪くなる
- 部活動などを休むことが増え、急にやめると言い出す
- 体育祭など学校行事に参加したまらない
- 学校を休みたがる
- 登校時になると、身体の不調を訴える
- 学校を変わりたいとか、やめたいと言い出す

- 気になることがあればやさしく話を聞き、まず担任に相談してください。
- 子どもと過ごす親子のふれあいの時間を多く持ち、共に語り合い共に活動して親子の絆を強め、子どもにとって真に安らぐ「心の居場所」を作るようお願いします。
- スクールカウンセラーや児童相談所、青少年育成センターや警察などにも相談できます。

「いじめ」は **しない・させない・許さない**

1. 自分の言動が、友人の心身を傷つけたり苦しみを与えたりしていませんか。

(1) 今までの自分を振り返ってみよう。

パシリ・・・ジュース・パン・食券など使い走りを誰かにやらせていないか。

いやがらせ・・・軽い遊びやふざけのつもりで、人のいやがることを言ったりしていないか。

暴力・・・自分ではいじめと思わなくても、叩いたり蹴ったりしていないか。

(2) 相手の立場に立って、今一度考えてみよう。

いやがっている態度に見えないからと、自分がされていやなことをさせることは「いじめ」につながります。弱いものをいじめる行為は、人間として絶対許されない行為であり、大変な人権の侵害です。

2. これって「いじめ」と思ったことはありませんか。

(1) いじめの芽は小さいうちに摘み取ろう。

そのままにしておく次第にエスカレートしていき、歯止めがきかなくなり、人を傷つけたり、人命を奪うことにもなりかねません。

(2) いじめをやめさせる方法を考えよう。

いじめを見たときはやめさせる方法を考えよう。被害者にとっては、傍観者も加害者と同じです。

3. 被害を受けている人はいませんか。

(1) いやなことは「いや」と、勇気を持って断ろう。

(2) 一人で悩まず出来るだけ早く身近な人に相談しよう。

4. インターネット・SNSへの書き込みについて考えたことがありますか。

安易な気持ちで書いたことが拡散されて、思わぬ結果を招くことがあります。よく考えてください。

同じつるぎ高生！ 必ず良い解決策があるはず！

いじめの結果を考えると、被害者はもとより加害者にとっても、

非常に不幸な結果を招くことにもなります。

いじめに対しては、全ての人が許さない気持ちを持っています。

一人だけの問題とせずみんなの問題として考え、

いじめのないつるぎ高校にしましょう。